

八王子市立第七中学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 名 称

本会は八王子市立第七中学校PTA（以下「本会」という。）といい、事務所を八王子市立第七中学校内におく。

第2条 目 的

本会は会員の緊密な協力の下に家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を期すると共に、会員相互の親睦を図り、生徒の教育に必要な教養と理解を深める事を目的とする。

第3条 方 針

1. 本会は生徒の教育を本旨とする民主団体であって、特定の政党や宗教にかたよる事なく、又、営利を目的とするような行為は行わない。
2. 本会は生徒の教育に必要な諸問題について研究協議し、その意見及び参考資料等を学校並びに教育行政官庁等に提出する事が出来るが、学校の管理や経営について干渉はしない。
3. 本会は生徒の教育と福祉の向上を図るため、学校と協力して国及び地方公共団体等に働きかけ、教育予算の充実に努力する。
4. 本会は生徒の福祉増進をはかるために活動する他の教育団体と協力する事が出来る。

第4条 事 業

本会の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 生徒の家庭及びその地域において教育上必要な連絡と懇談等を行う。
2. 教育的環境の整備をはかる。
3. 生徒の保健衛生・非行防止・交通事故防止等の生活指導と社会環境の浄化に努める。
4. 生徒の福利厚生をはかり、常に平等な立場で学業に励める環境の醸成に寄与す

る。

5. 会員相互の親睦と教養を高めるための行事を行う。

第5条 会 員

本会の会員は八王子市立第七中学校の保護者と教職員とする。

第2章 組織及び会議

第6条 役 員

本会に次の役員をおく。

- イ. 会長（保護者）
 - ロ. 副会長（保護者・副校長）
 - ハ. 会計（保護者・教職員）
 - ニ. 書記（保護者・教職員）
- 但し、若干の増員は妨げない。

第7条 役員任期

役員任期は1年とし（定期総会まで）再任を妨げない。但し、補欠で就任した役員は前任者の残任期間とする。

第8条 役員任務

1. 会長は次の職務を行う。
 - イ. 本会を代表し、会務を統括する。
 - ロ. 総会及び運営委員会・全委員会等の会議を招集し、会議の責任者となる。
 - ハ. 必要に応じて委員を推薦し、運営委員会の承認を得て委嘱する事が出来る。
 - ニ. 委員会の推薦に基づき、委員長を委嘱する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が職務対応できない時は代行する。
3. 会計は、総会が決定した予算に基づき、一切の会計事務を処理し、会計監査委員会の監査を経た決算報告を定期総会で行う。
4. 書記は本会の議事及び活動に関する重要事項を記録保管し、会長の指示により本会の庶務を行う。

第9条 役員の選出

1. 役員は全委員会により推薦され、総会の承認を得なければならない。
2. 役員の任期中諸事情により退任者がある時は全委員会の承認を得て補充する事が出来る。

第10条 総会

1. 総会は毎年年度初めに定期総会を開催し、別に必要に応じて臨時総会を開くことが出来る。
2. 定期総会においては会務の報告、決算、事業計画案、予算案審議、新役員の承認、会則の変更、その他重要事項の審議及び議決を行う。
3. 総会審議は書面（電磁的記録を含む）によるものとする。但し、会員の出席が必要と運営委員会が認めた時は集会形式とする。
4. 総会は、全会員の3分の2以上の表決書の提出をもって成立する。また、集会形式の場合は委任状を含め全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第11条 全委員会

全委員会は役員及び委員をもって構成され、その任務は次の通りである。

1. 緊急を要する時、またはその他の理由により、総会を開くことの出来ない場合は、全委員会をもって総会に代え、議決することができる。
2. 総会において委任を受けた議案及び重要事項を協議する。

第12条 運営委員会

運営委員会は本会の役員、各委員会代表者、学校長及び関係教職員をもって構成され、主な任務は次の通りとする。

1. 総会及び全委員会の決定事項を処理する。
2. 本会の事業の企画推進及び各委員会の立案した行事計画の審議検討並びに連絡を行う。
3. 決算・予算案・事業計画案等を作成して総会に提出すると共に、総会の運営にあたる。
4. 予算の一部にやむを得ない補正の必要が生じた時は運営委員会の議決により、補

正することができる。

5. 細則に定められた項に関し、特に必要と認められる時は運営委員会で協議し実施する事が出来る。

第13条 常置委員会

1. 本会の目的を達成する為、下記の委員会を置く。
 - ・校外生活委員会
 - ・広報委員会
 - ・学年委員会
2. 委員は入学時に選出され、その任期は一年とし（定期総会まで）その目的のため活動する。

第14条 議決

本会のすべての会議の決議は出席会員過半数の賛同を必要とする。

第3章 会計

第15条 活動費

本会の活動費は各家庭より徴収し、生徒および学校活動へ適用する。

第16条 会計

本会の会計は総会により議決された予算に基づいて執行され、その経費は活動費及びその他の収入をもって支弁する。

第17条 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 会計監査

1. 会計監査委員は役員立ち会いの上、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
2. 会計監査委員は総会により選出され、他の役員及び委員を兼任することはできない。
3. 会計監査委員は2名とし、任期は一年とする。選出については本会則第9条の役員の選出に準じて行う。

第4章 個人情報取扱方法

第19条 目的

この個人情報取扱方法は本会が取得・保有する個人情報の適切な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、

個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

第20条 指針

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第21条 周知

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知などの適宜の方法により会員に周知する。

第22条 利用目的

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

1. 会費請求・管理等の為の連絡
2. 本会の事業に関する文書等の送付
3. 本会役員・委員・会員名簿等の作成
4. 本会役員・委員の選出の為の連絡

第23条 個人情報の取得

1. 本会が取扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA 会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) メールアドレス等
- (4) その他必要とするもので同意を得た事項

2. 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

第24条 同意の取り消し

1. 会員は個人情報の取扱いに同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目また全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。
2. 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を破棄または削除しなければならない。ただし、名簿等としてすでに配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第25条 管理

1. 個人情報は、本会役員が適正に管理する。
2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄する。

かに破棄する。

第26条 保管

個人情報データベースは、適切な状態で保管することとする。

第27条 第三者提供の制限

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提出してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第29条 秘密保持義務

本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

第30条 情報開示等

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第31条 漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は直ちに本会役員に報告する。

第32条 苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則

なお、この取扱方法は法令の改正又は実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第21条に定める周知

の方法をもって会員へ周知するものとする。

第5章 補則

第33条 会則の変更

本会則の改正は、総会の決議を経なければならない。ただし、改正案の提出にあたっては、予めその内容を全会員に通知しなければならない。

また、緊急かつやむを得ない場合に限り、運営委員会の決議をもって総会の決議に代えることができる。この場合、事前に関催通知等で審議内容を予告するとともに、改正の内容については次期総会において報告しなければならない。

第34条 細則

1. この会則に掲げる諸条項の実施について必要がある場合、別に細則を定める事ができる。
2. 本規則は、全委員会または運営委員会において、出席委員の過半数の承認がなければ改正出来ない。施行は総会以降を原則とする。

第21条 付則

本会則は昭和35年4月11日より施行する。
本会則は昭和35年9月20日改正施行する。
本会則は昭和36年4月18日改正施行する。
本会則は昭和39年5月9日改正施行する。
本会則は昭和45年5月23日改正施行する。
本会則は昭和51年5月14日改正施行する。
本会則は昭和55年5月9日改正施行する。
本会則は平成元年5月20日改正施行する。
本会則は平成2年5月19日改正施行する。
本会則は平成5年5月15日改正施行する。
本会則は平成15年5月1日改正施行する。
本会則は平成16年5月17日改正施行する。
本会則は平成18年5月15日改正施行する。
本会則は平成24年5月12日改正施行する。
本会則は平成25年3月2日改正施行する。
本会則は平成25年5月17日改正施行する。
本会則は平成26年5月17日改正施行する。
本会則は平成28年5月7日改正施行する。
本会則は平成30年5月12日改正施行する。
本会則は平成31年5月11日改正施行する。
本会則は令和5年5月10日改正施行する。

本会則は令和8年5月11日改正施行する。

細則1号

慶弔規則

第1条

この細則は会員に対して、慶弔、見舞い等の意を表す事を目的としている。

第2条

慶弔の内容は次の通りとする。

1. 会員と生徒
死亡 10,000円
2. 教職員
イ. 結婚(本人) 10,000円
ロ. 死亡
・本人 花輪一基と香料 10,000円
(配偶者・子・父母等は3. 参照)
3. 前記以外、不慮の事故・災害及び特に必要と認めた場合は運営委員会で協議し、実施する。尚、緊急を要する場合には役員がこれを処理し、運営委員会に報告する。

第3条

この規則の適用を受けた時、返礼をする必要はない。

第4条

本規則は昭和39年5月9日より施行する。
本規則は昭和51年5月14日改正施行する。
本規則は昭和56年5月9日改正施行する。
本規則は平成4年5月16日改正施行する。
本規則は平成10年5月16日改正施行する。
本規則は平成16年5月17日改正施行する。
本規則は令和8年5月11日改正施行する。